

通所リハビリテーションのご案内(重要事項説明書)

通所リハビリテーションとは…？

介護保険で認定を受けられた要支援・要介護1～5の方を対象に機能訓練・歩行訓練や日常生活訓練・脳への刺激で認知症予防などを目的に、リハビリテーションを行なう通所系サービスです。

目的

公益財団法人操風会岡山リハビリテーション病院が開設する指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所(以下「当事業所」という)が行う指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、看護師、准看護師、介護職員が、要介護状態又は、要支援状態にあるご利用者に対し、適正な通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的としています。

方針

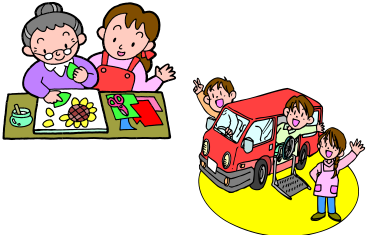
1. 要介護状態のご利用者について、そのご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
2. 要支援状態のご利用者について、そのご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
3. 運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

通所リハビリテーションの内容

当事業所は9時～12時・13時～16時の時間の中で、1～2時間(短時間)コース・2～3時間コースの通所リハビリを実施しています。

- コースによって送迎の時間は異なります。
- コースはケアマネージャーとご相談の上決定します。(ケアプラン)

時間	内容
08:35～	送迎開始
09:00～	随時到着／健康チェック／水分補給／日常生活訓練／機能訓練／集団体操
12:00～	送迎
12:35～	送迎開始
13:00～	随時到着／健康チェック／水分補給／日常生活訓練／機能訓練／集団体操
16:00～	送迎



家庭生活への働きかけ

ご家族への介護指導、ご本人への生活指導、食事・栄養指導、社会資源の紹介など

通所リハビリの実施日

毎週月曜日～金曜日 (ただし土・日・祝日、12月29日～1月3日は原則お休みします。)

通所リハビリの提供地域 (下記以外でもご希望の方はご相談ください)

岡山中央、三助、宇野、旭操、操南、操明、平井、旭東、富山、可知、政田、平福、福島、甲浦 の小学校区

職員の勤務形態

当事業所に勤務する従事者の人員配置(勤務形態)は次のとおりです。なお管理者は病院長がその職務にあたります。

- 管理者1名(管理代行1名)・専任医師1名(専任代理医師1名)
- 理学療法士3名・作業療法士2名・言語聴覚士(兼務)2名・看護師2名・介護職員3名・事務職員1名

費用

利用料の額は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

- 緊急時の外来診療(投薬・検査等)については医療保険の適用になります。
- その他オシメについては実費(非課税)となります。オシメ(1枚)25円～112円

お支払い方法

1ヵ月分をまとめた請求書を10日以降にお渡しいたします。ご利用料金は翌月15日頃に、ご指定口座より自動引落させていただきます。口座引落が困難な方につきましては、現金支払も場合により可能です。

プライバシー

ご利用の方やご家族の方のプライバシーは尊重いたします。ただし、かかりつけ医の先生やサービス担当者会議等の際には必要に応じてご利用者およびご家族の個人情報を公開させていただきます。

相談・苦情窓口

岡山リハビリテーション病院の患者支援相談窓口（TEL：274-7011）は患者医療支援室のソーシャルワーカーが担当しています。ご不明な点・ご相談・苦情等、何でもお気軽にご連絡ください。また、以下の公的機関でも受け付けています。

- 岡山市介護保険課管理係（803-1240）
- 岡山市事業者指導課（212-1013）
- 岡山県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理係（223-8811）

成年後見制度の活用支援

当事業所は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き

サービス提供に当たっては、ご利用者さままたは他のご利用者さま等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者・患者さまの行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、ご利用者さまの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。また身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

1. 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
2. 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

ハラスメント対策の強化に関する事項

適切なサービス提供を確保する観点から、当事業所において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

虐待防止のための措置

当事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。なお、サービス提供中やご利用者の居宅において、当事業所の従事者又は養護者（ご利用者のご家族等、ご利用者を現に養護する方）により虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1. 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催
2. 虐待の発生又はその再発を防止するための指針の整備
3. 虐待の防止に関する責任者の選定
4. 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
5. その他虐待防止のために必要な措置

緊急時・事故発生時の対応

サービスの提供中にご利用者に容体の変化や何らかの事故があった場合は、必要な措置をとるとともに、ご家族、市町村に連絡します。また、賠償すべき事態である場合は、賠償措置を行います。

非常災害対策

当事業所の非常災害に備えるための具体的な計画は、一般財団法人操風会岡山リハビリテーション病院消防計画に準じます。なお、「非常災害対策の概要」を当事業所内に掲示してありますので、ご確認ください。

業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対しサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。当該計画は定期的に見直しを行います。また従業者に対し当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

その他

- 主治医（かかりつけ医）のおられる方は、主治医の先生からご紹介をいただくことになります。
- ご利用開始時・介護保険証更新時に介護保険証・負担割合証を確認させていただきますのでご持参ください。
- 多額の現金または貴重品はご持参にならないください。
- 衣服・持ち物には必ずお名前をつけてください。
- ご気分が悪くなった時は、速やかにお申し出ください。
- 利用開始後1ヶ月以内にご自宅を訪問させていただきます。
- ご都合・ご病態によりお休みされる場合は、8時～8時30分の間に通所リハビリの直通電話へご連絡ください。
- 時間に遅れられた場合は、送迎サービスが受けられない場合があります。
- 共有の施設・設備は他のご利用者のご迷惑にならないようご利用ください。
- 当事業所の運営に関する具体的な内容は、添付の運営規程に掲げています。ご参照ください。

Ver 2024/6/1



公益財団法人 操風会
岡山リハビリテーション病院
OKAYAMA REHABILITATION HOSPITAL

〒703-8265 岡山市中区倉田503-1

TEL 086-274-7020

FAX 086-274-7031

ホームページ <https://www.okayama-reha-hp.or.jp>

メール okayama-reha-hp@okayama-reha-hp.or.jp